また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ７者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）単体有資格業者、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶの全ての構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事、プレストレス・コンクリート工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること。特定ＪＶ（乙）にあっては、以下のとおりであること。

㋐　一般土木工事を担当する構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）一般土木工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

㋑　プレストレスト・コンクリート工事を担当する構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）プレストレスト・コンクリート工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、単体有資格業者にあっても、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、特定ＪＶ（乙）、経常ＪＶにあっても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、各技術協力業務委託契約の締結日までに単体又は地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、特定ＪＶ（乙）、経常ＪＶのうちの１社（下記７））の管理技術者を配置する社は、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

３）単体有資格者、地域維持型ＪＶの代表者、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶの全ての構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。なお、特定ＪＶ（乙）にあっては、以下のとおりであること。

㋐　一般土木工事を担当する構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。

なお、地域維持型ＪＶのうち代表者以外の構成員及び特定ＪＶ（乙）のプレストレスト・コンクリートを担当する構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成23年度以降に元請けとして完成した工事で、下記(a)(b)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶ（甲）にあっては全ての構成員が下記(a)(b)の施工実績を、地域維持型ＪＶ及び経常ＪＶにあっては代表の構成員が下記(a)(b)の施工実績を、特定ＪＶ（乙）にあっては各工事（一般土木工事、プレストレスト・コンクリート工事）を担当する構成員がそれぞれ下記(a)(b)を有していること。なお(a)(b)は同一工事でなくてもよい。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(a)　一般土木工事（下記１）及び２）の全ての実績を有すること。）

１）鉄筋コンクリート構造の橋脚の施工実績を有すること。（フーチングのみの場合は除く）

２）鉄筋コンクリート構造の橋台の施工実績を有すること。（フーチングのみの場合は除く）上記１）２）は、同一工事であること。

(b)　プレストレス・コンクリート工事（下記１）から４）の全ての実績を有すること。）

１）道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

３）最大支間長が、30m以上であること。

４）架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記１）～４）は同一工事であること。

６）建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

７）次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を各技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。管理技術者は、「予定管理技術者の経歴等」（別記様式４）により提出することとし、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、特定ＪＶ（乙）及び経常ＪＶにあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者から配置するものとする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：橋梁―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

８）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という）を各建設工事に配置できること。単体及び地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、経常ＪＶの代表者にあっては、各工事（一般土木工事、プレストレスト・コンクリート工事）で異なる技術者を配置することを認める。なお、特定ＪＶ（乙）にあっては技術者を各工事（一般土木工事、プレストレスト・コンクリート工事）に配置できる。各工事（一般土木工事、プレストレスト・コンクリート工事）で異なる技術者を配置する場合の専任期間は、それぞれの技術者が担当する工事の施工期間とする。

また、各技術協力業務の履行期間については、各建設工事における主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。なお、２(1)７）の設計技術者と同一の者である必要は無い。

１）一般土木工事

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成23年度以降に、元請けとして完成した上記５）(a)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（出資比率が特定ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績に限る。）。なお、